

公益財団法人由利学生寮

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人由利学生寮（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第4章に基づき置かれる者をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、定款第14条及び第28条に規定のとおり、役員及び評議員の報酬を無報酬とする。

(費用)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員及び評議員に支払う旅費交通費は、別に定める旅費規程による。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人由利学生寮の設立の登記の日から施行する。